

渡邊智宏

## 障害年金制度



5

今回は、社会保険の役割についてお話ししたいと思います。

毎月、給料から天引きされる社会保険料ですが、年金は「老後の話」と無関心な方もいらっしゃるかもしれません。しかし、いざという時にとても頼りになる存在である事を是非知つていただきたいと思います。

では、その「いざ」という時はいつの事でしようか。それは、病気や怪我をしてしまった時です。会社の仕事中や通勤中に怪我をしてしまった場合は、労働災害(労災)として扱われ、働く間に怪我をされない期間でも休業補償などの手厚い給付があります。

しかし、仕事と関係ない怪我や病気の場合、労災は適用されません。病気や怪我がすぐに治れば良いのですが、長期化してしまう事も十分にあり得ます。

最近では、うつ病に代表されるメンタルヘルス疾患にかかる方がかなりの人数に上っています。こうした病気の場合、長期の療養を必要とするケ

ースが非常に多くなっています。療養の間、仕事に就くことができず、収入を得られなくなってしまうことがあります。この時、どのようにして生活を成り立たせれば良いのでしょうか。その答えの一つが社会保険なのです。今回は、病気や怪

我などで仕事ができなくなってしまった場合のセーフティネットとしての社会保険に注目してみましょう。まず、病気や怪我などで仕事ができなくなってしまった場合、すぐに支給されるのが「健康保険



かす、私は、病気や怪我をしてから1年6ヶ月経つたら「障害年金」を受ける事ができる可能性があるのです。障害年金は、厚生年金の場合、1級から3級まであり、それまでかけた保険料の額によって年金額が変わってきます。障害年金は、障害の状態にある間はずつと支給されますので、长期療養中の経済的支援となってくれる制度なので

て支給されます。この1年6ヶ月の間に病気や怪我が治れば再び働いて収入を得るという道が開けますが、不幸にしてそれだけ療養しても治らないという事もあります。その場合はどうすれば良いのでしょうか。

実は、病気や怪我をしてから1年6ヶ月経つたら「障害年金」を受ける事ができる可能性があるのです。障害年金は、厚生年金の場合、1級から3級まであり、それまでかけた保険料の額によって年金額が変わってきます。障害年金は、障害の状態にある間はずつと支給されますので、长期療養中の経済的支援となってくれる制度なので

なるので、多くの場合、既に会社を辞めてしまっています。会社の総務や人事の担当者もあまり意識なく、扱った事もないというのが現状です。

その為、療養が長期にわたる場合であっても、障害年金の受給の可能性と

いうのを誰も知らずにそのまま時間が経過してしまうという事がよくあります。

『障害年金がある』という事を知つてゐるか知らないかでその後の人生を大きく左右してしまいます。是非、この障害年金という制度を知つていて欲しいと思いま

すし、人事や総務の担当の方は、病気や怪我で辞めいかれる社員の方に、

「将来、障害年金という方法もありますよ」と一言でよいのでお伝えいただきたいと思います。

(社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長、ホワイット企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤栄章

なるので、多くの場合、既に会社を辞めてしまっています。会社の総務や人事の担当者もあまり意識なく、扱った事もないというのが現状です。その為、療養が長期にわたる場合であっても、障害年金の受給の可能性と

いうのを誰も知らずにそのまま時間が経過してしまいます。障害年金という制度を知つていて欲しいと思いま

すし、人事や総務の担当の方は、病気や怪我で辞めいかれる社員の方に、

「将来、障害年金という方法もありますよ」と一言でよいのでお伝えいただきたいと思います。

(社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長、ホワイット企業推進社会保険労務士協議会会員)